

# 奥津湖（苫田ダム貯水池）湖面利用規則

平成 22 年 3 月

奥津湖湖面利用協議会

# ◆◆◆奥津湖（苦田ダム貯水池）湖面利用規則◆◆◆

## 第1章 総則

### 1-1 ルールの名称

奥津湖（苦田ダム貯水池）を利用するにあたっての基本ルールを「奥津湖（苦田ダム貯水池）湖面利用規則」（以下、本ルールという）という。本ルールは、湖面利用者、周辺住民、関係行政機関などで構成する「奥津湖湖面利用協議会」によって合意されたものである。

### 1-2 ルールの目的

本ルールは、観光・レクリエーション資源としての奥津湖の利活用を図り、地域振興につなげていくとともに、湖面の環境保全や安全確保、迷惑行為の防止等の啓発や湖面利用のマナー向上に資することを目的とする。

### 1-3 ルールの適用範囲

本ルールは、湖面を利用するすべての利用者に平等に適用する。

## 第2章 利用一般

### 2-1 湖面利用の範囲

湖面利用の範囲については、以下のとおりとする。

#### ◆利用できる内容

- 魚釣り
- 遊泳、水遊び
- 動力を使用しない船舶等

〔カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート、ヨット、ウインドサーフィン 等〕

- 動力を使用する船舶

〔小型エンジン付きボート、水上バイク類、電動モーター付きボート 等〕

### 2-2 利用の申請・届出制度

#### （1）利用の申請・届出が必要な利用内容

湖面を利用する際には、利用の申請又は届出が必要となる。湖面利用の申請・届出は以下のとおりとする。

◆利用の届出・申請が不要な利用内容

- 魚つり
- 遊泳、水遊び

◆利用の届出が必要な利用内容……利用当日に届出が必要

- 動力を使用しない船舶等

[カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート、ヨット、ウインドサーフィン 等]

◆利用の申請が必要な利用内容……利用の10日前までの事前申請が必要

- 動力を使用する船舶

[小型エンジン付きボート、水上バイク類、電動モーター付きボート 等]

## (2) 利用の申請・届出の手続き

### ①動力を使用しない船舶等（カヌー等）の利用の届出

動力を使用しない船舶等（カヌー等）を湖面で利用する者は、利用当日に奥津湖総合案内所で「利用承認申請書」への記入と本人確認を行い、案内所職員に利用のルールに定められた機材の確認を受けた上で、進入することとする。団体で利用する場合は、代表者が申請を行い、利用承認申請書にはすべての利用者の氏名等を記入することとする。

なお、利用届出は、利用当日より前に行うこともできる。

### ②動力を使用する船舶（小型エンジン付きボート等）の利用の申請

動力を使用する船舶（小型エンジン付きボート等）の利用については、「第4章 動力を使用する船舶に関する規則」に準拠して事前に利用申請を行い、利用承認を受けなければならない。

## 2-3 利用期間及び時間

### (1) 利用期間

湖面の利用期間は、4月から10月までの期間とする（水温が下がり、渡り鳥の飛来が多く見られる期間を除く）。

### (2) 利用時間

- ① 湖面の利用時間は、9:00 から 17:00 までとする。ただし、魚つり、遊泳及び水遊び利用の場合は、日の出から日没までとする。
- ② 日没後の湖面利用は認めない。

### (3) 奥津湖総合案内所の休館日

奥津湖総合案内所の休館日である水曜日（水曜日が祝祭日の場合は翌日）は、魚釣り、遊泳及び水遊び利用以外の利用を認めない。

#### 2-4 利用区域

苫田ダム周辺・奥津第二発電所放流口周辺及び橋梁等の構造物周辺については危険であるため立ち入りを禁止する（別図参照）。

また、動力を使用する船舶については、安全性の確保、騒音抑制など環境への保全配慮、他の湖面利用者との調和を図るため、イベント行事の場合などを除き、苫田大橋以南を利用の区域とする。ただし、乗り入れの指定場所から、苫田大橋までの走行は可とする。

#### 2-5 船舶等の進入路

船舶等の奥津湖への進入路は別図に示すとおり、奥津湖総合案内所からの進入のみとする。なお、奥津湖への進入にあたっては、奥津湖総合案内所へ奥津湖面使用承認書を提示し、確認を受けるものとする。

進入路を使用するにあたっては、車両の速度は 15km/h 以下とし、船舶等の搬入搬出に必要な場所以外への進入は禁止する。

#### 2-6 湖面利用の禁止

洪水時、渇水時等は危険なため、下記の場合は利用を禁止する。

- ① 貯水位が 210.5m 以上の場合
- ② 貯水位が 209.5m 以下の場合
- ③ 大雨・洪水等に関する注意報・警報が発令されている場合
- ④ 鏡野町又は苫田ダム管理所が危険と判断した場合

## 第3章 安全管理

### 3-1 自己責任

湖面利用に関して発生したすべての事故については自己責任とする。万一、事故が発生した場合は、河川法、海上衝突予防法、水難救護法、岡山県条例等を準拠し、処理することとする。

### 3-2 安全の徹底

すべての湖面利用者は、湖面利用に際して、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用しなければ

ならない。ただし、魚つり、遊泳及び水遊び利用者においてはこの限りでない。

また、湖面利用者は、利用当日の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとることとする。

### 3-3 事故等の連絡

奥津湖周辺において各種事故が発生、発見した場合は、速やかに以下の連絡先に連絡することとする。

○津山警察署	0868-25-0110
○津山圏域消防組合中央消防署	0868-31-1253
○鏡野町奥津振興センター地域振興課	0868-52-2211
○国土交通省苫田ダム管理所	0868-52-2151

## 第4章 動力を使用する船舶に関する規則

### 4-1 湖面利用にあたっての遵守事項

動力を使用する船舶（小型エンジン付きボート等）の湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

- ① 水上での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。  
なお、事故処理に関わる費用については河川法第67条により、原因者負担とする。
- ② ガソリン等を使用する船舶については、利用者においてオイルフェンスの設置及びオイルマットの確保を行う（オイルフェンス及びマットについては自ら確保、設置する）。
- ③ 運行速度は11ノット（約20km/h）以下とする。
- ④ 動力を使用しない船舶を優先する（船舶運航ルールの遵守）。
- ⑤ 船舶免許を常に携帯する。
- ⑥ 別紙「動力を使用する船舶の申請・利用に関する留意事項」を遵守する。

### 4-2 利用の事前申請

動力を使用する船舶（小型エンジン付きボート等）の湖面利用にあたっては、上記の条件を確認するため、利用者本人が下記の場所において、その都度、利用申請を行い使用承認を得ることとする（郵送での申請は認めない）。申請に必要な書類等は以下のとおりである（ただし船舶検査が免除の物は①②を除く）。

- ① 船舶検査証書の写し
- ② 船舶検査手帳の写し（機関の諸元が確認できるページのみ）

③ 海技免状の写し

#### <受付場所>

鏡野町奥津振興センター 地域振興課 0868-52-2211

国土交通省苫田ダム管理所 0868-52-2151

#### <受付時間>

土日及び祝日を除く平日の9時～17時

申請は10日前までに必ず行うこととし、審査後使用を認めた場合は「奥津湖使用承認書」を郵送する。「奥津湖使用承認書」は、利用当日に奥津湖総合案内所へ提示することとする。

申請資料の不備又は安全の確保が困難と判断した場合は不承認とするが、この場合苦情は一切受け付けない。

申請は1日毎に行うものとし、複数日の利用については日数分の申請書を提出することとする。

## 第5章 魚つりに関する規制

### 5-1 魚つりにあたっての遵守事項

魚つりによる湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

- ① 魚つりは、餌づりのみとし、ルアー等の疑似餌の使用は認めない。
- ② 魚つりによる湖面利用者は、つり針、つり糸等を放置してはならない。
- ③ 魚つりによる湖面利用者は、つりマナーの向上に努めなければならない。
- ④ 立ち入り禁止区域や危険な場所でつりを行ってはならない。

### 5-2 外来魚に関する遵守事項

外来魚については、以下の項目を遵守することとする。

- ① 外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり、再放流してはならない。
- ② 外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）を捕獲した場合は、再放流せずに、適切に処分しなければならない。

## 第6章 環境保全

### 6-1 ゴミの持ち帰り

湖面利用者は、湖面利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努めることとする。あわせて、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力することとする。

## 6-2 迷惑行為の禁止

奥津湖周辺における居住環境や奥津湖を取り巻く豊かな自然環境の保全に配慮し、奥津湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。

## 第7章 その他

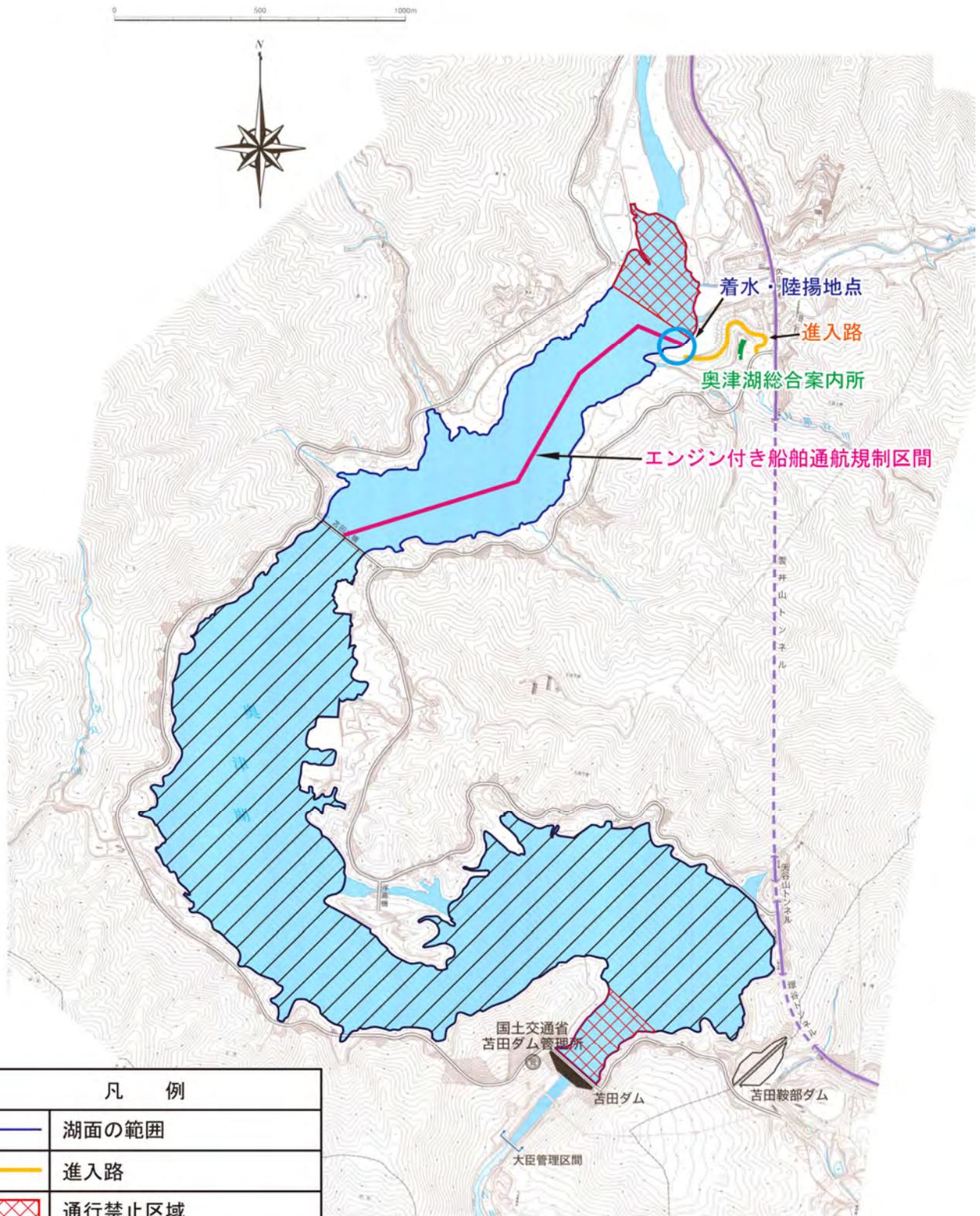
### 7-1 ルールの見直し

本ルールを変更する場合は、「奥津湖湖面利用協議会」を開催し、委員の合意を得なければならない。

## 附 則

本ルールは平成22年4月1日から適用する。

# 奥津湖湖面利用規則 添付図



凡 例	
	湖面の範囲
	進入路
	通行禁止区域
	エンジン付き船舶の利用区域